

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市福祉事務所長委任規則の一部改正 (地域福祉課) 3
- 助産施設の入所に関する規則の一部改正 (子育て支援課) 3

### —— 告 示 ——

- 亀岡市営住宅迷惑行為等措置要綱 (建築住宅課) 4
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 9
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 9
- 公示送達 (税務課) 10
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 11
- 自動車臨時運行許可番号の失効 (市民課) 11
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 12
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 12
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 12
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 13
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 13

### —— 公 告 ——

- 一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課) 14
- 一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課) 17
- 南丹都市計画地区計画案の縦覧 (都市計画課) 20
- 一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課) 21

### —— 任免及び辞令 ——

#### 監査委員欄

### —— 公 表 ——

- 平成25年度工事監査 25

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 29
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 29
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 29

**上下水道部欄**

—— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 30
- 亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示 31

**市立病院欄**

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 32
- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 32

# 規則

亀岡市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 亀岡市規則第29号

亀岡市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

亀岡市福祉事務所長委任規則（昭和51年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「第9条第7項」を「第9条第9項」に改め、本則第1号ケ中「定めること。」を「定めること及び費用の徴収に関すること。」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

助産施設の入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月20日

亀岡市長 栗山正隆

## 亀岡市規則第30号

助産施設の入所に関する規則の一部を改正する規則

助産施設の入所に関する規則（昭和45年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第3条第1項中「希望する者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加える。

第4条第2項中「様式第3号」を「別記第3号様式」に改める。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条第2項中「妊産婦等の属する世帯の税額等による階層区分に応じて別表」を「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）表児童入所施設徴収金基準額表」に改める。

別表を削る。

別記第1号様式中「亀岡市福祉事務所長 様」を「（宛先）亀岡市福祉事務所長」に改める。

別記第4号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、平成25年8月1日から適用し、同日前の入所に要する措置費については、なお従前の例による。

「揭示済」

# 告 示

亀岡市告示第171号

亀岡市営住宅迷惑行為等措置要綱を次のように定める。

平成25年9月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 亀岡市営住宅迷惑行為等措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、亀岡市営住宅管理条例(平成9年亀岡市条例第48号。以下「条例」という。)第24条に規定する周囲の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為(以下「迷惑行為等」という。)が発生したときの対応措置に関し、必要な事項を定める。

(迷惑行為等)

第2条 条例第24条に規定する迷惑行為等とは、市営住宅内、共同施設又は市営住宅敷地における次に掲げる行為をいう。

- (1) 犬、猫、鳥その他の動物等(鳴き声又は行動等により他人に迷惑をかけやすいもの)を飼育することにより、近隣住民に対し、安眠を妨害し、傷害し、又は生活衛生上著しい迷惑を及ぼす行為
- (2) テレビの視聴、楽器の演奏、大声、床又は壁を叩く又は蹴る等により、連続して又は断続的に騒音又は振動を起こし、近隣住民に対し、安眠を妨害し、精神的苦痛又は著しい不安等を与える行為
- (3) 生ごみ等を放置することにより、悪臭を発生させ、又ははえ、ゴキブリ、ねずみ等の害虫又は害獣を寄せ付ける若しくは繁殖

させる等生活衛生上迷惑を及ぼす行為

- (4) 生活用品等私物を共用部分又は市営住宅敷地内に設置又は放置することにより、近隣住民等の通行又は安全確保を妨げる行為
- (5) 暴行、粗暴な言動、中傷又はつきまとう等の行為により、近隣住民に対し、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為
- (6) 建物等を損壊し、又は火災若しくは水漏れを引き起こし、近隣住民に対し、損害を与え、又は損害発生の不安を与える行為
- (7) 前各号に掲げる行為のほか、これらに準ずる行為又は共同生活の維持を阻害する行為として市長が認めるもの  
(事実の確認及び調査等)

第3条 市長は、迷惑行為等の発生の連絡を受けたときは、申立者、近隣住民、管理組合、自治会等(以下「申立者等」という。)に事実の確認及び聴き取り調査又は現地調査(以下「調査等」という。)を行う。

2 調査等においては、迷惑行為等の有無を明らかにするため、可能な限りにおいて、申立者等のメモ、写真、音声、動画等による記録及び証拠を収集する。

3 前項の規定による証拠の収集にあたっては、申立者等及び関係機関にも協力を求め、明渡請求訴訟に至った場合には、訴訟証拠としてこれらを使用する旨を調査等の際に了承を得ておく。

4 市長は、調査等を行った場合は、その状況及び経過を亀岡市営住宅迷惑行為等状況記録書(別記第1号様式)により記録しなければならない。

5 市長は、前項の記録を行うとともに、対応について弁護士に相談し、助言を求める。

6 調査等により明渡請求訴訟を前提とする対応が困難であると判断した場合には、継続的に指導及び注意を行う。

(是正指導)

第4条 前条に基づき調査等を行い、迷惑行為等と認められる場合は、迷惑行為等の原因者（以下「原因者」という。）に対し、当該迷惑行為等を止めるよう指導するとともに、誓約書（別記第2号様式）の提出を求める。

2 原因者が誓約書を提出しない場合又は提出しても迷惑行為等を止めない場合は、亀岡市営住宅迷惑行為等是正勧告書（別記第3号様式）により配達証明付内容証明郵便で通知する。

（是正指示）

第5条 原因者が前条の是正指導に従わない場合は、亀岡市営住宅迷惑行為等是正指示書（別記第4号様式）により配達証明付内容証明郵便で通知する。

2 前項の通知を行った場合は、連帯保証人に対し、原因者へ指示を行ったことについて速やかに通知する。

（明渡請求）

第6条 原因者が前条の是正指示に従わない場合は、配達証明付内容証明郵便で、亀岡市営住宅使用許可取消通知書（別記第5号様式）及び亀岡市営住宅明渡請求書（別記第6号様式）により通知する。ただし、当該迷惑行為等が人の生命、身体、財産又は自由に重大な侵害を及ぼす恐れがあり、かつその是正に緊急性を有する場合には、是正の指導及び指示を行うことなく、直ちに使用許可を取り消し、住宅の明渡しを請求することができる。

2 市長は、前項の措置を行う場合は、明渡請求訴訟について弁護士に相談し、助言を求める。

（訴訟の提起）

第7条 市長は、原因者が前条の規定による明渡し請求を受けたにもかかわらず市営住宅を明渡さない場合は、明渡請求訴訟の提起を行うものとする。

（措置実施の配慮）

第8条 市長は、原因者が認知症や精神障害等により自立生活が困難である場合には、親族、保健所、連帯保証人、社会福祉担当者等に連絡し、当該原因者の処遇について協議するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

別記第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

亀岡市営住宅迷惑行為等状況記録書

1	苦情等状況を 知り得た日時	年	月	日	時	分
2	苦情の申立者の 住所					
3	申立者の氏名					
4	原因者の住所					
5	原因者の氏名					
6	事情聴取内容					
7	状況調査結果					
8	状況を示す 資料の種類					
9	今後の対策等					
10	証拠とすること への承諾の有無					有 ・ 無
11	その他特記事項					

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

市営 住宅 号  
氏名 氏名 ㊟

誓約書

私は、下記の行為が、亀岡市営住宅管理条例第24条の規定に抵触する迷惑行為等であつたことを認めます。  
 今後は、迷惑行為等及び共同生活の維持を阻害する行為は一切いたしません。  
 以上のことを守れず、今回と同様の事態を生じさせた場合には、市営住宅を明け渡すことをここに誓約します。

(亀岡市営住宅管理条例第24条の規定に抵触する迷惑行為等の内容)

第3号様式（第4条関係）

市営 住宅 号 様  
第 年 月 日  
市営 住宅 号 様

亀岡市長 印

亀岡市営住宅迷惑行為等是正勧告書

あなたが行った下記の行為は、亀岡市営住宅管理条例第24条の規定に抵触し、著しく共同生活の維持を阻害するものです。  
市営住宅の管理上、このような行為をこれ以上放置することはできません。  
ついては、あなたが 年 月 日以降、迷惑行為等を止めるよう勧告します。  
なお、引き続き上記の迷惑行為等が行われた場合は、同条例第42条及び第49条の規定に基づき、あなたに対しては、住宅の使用許可を取り消し、明渡しを請求することになります。

(亀岡市営住宅管理条例第24条の規定に抵触する迷惑行為等の内容)

第4号様式（第5条関係）

市営 住宅 号 様  
第 年 月 日  
市営 住宅 号 様

亀岡市長 印

亀岡市営住宅迷惑行為等是正指示書

年 月 日付け 第 号にて、亀岡市営住宅管理条例第24条の規定に抵触する迷惑行為等については是正勧告を行いました。これにもかかわらず、あなたは共同生活の維持を阻害することになる迷惑行為等を行いました。  
市営住宅の管理上、このような行為を放置することはできません。  
ついては、 年 月 日までに上記の迷惑行為等を止めるよう指示します。  
この指示に従わない場合は、同条例第42条及び第49条に基づき、あなたに対する入居許可を取り消し、住宅の明渡しを請求することになります。

第5号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

市営 住宅 住宅 号 様

亀岡市長

印

亀岡市営住宅使用許可取消通知書

あなたは、第 年 月 日付け 第 号による指示に従わず、迷惑行為等を行いました。

このため、亀岡市営住宅管理条例第49条及び亀岡市営住宅迷惑行為等措置要綱第6条の規定により、第 年 月 日限りで、市営 住宅 住宅 号の使用許可を取り消します。

よって、この期日までに建物を原状に復し、明け渡してください。

第6号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

市営 住宅 住宅 号 様

亀岡市長

印

亀岡市営住宅明渡請求書

亀岡市営住宅管理条例第42条及び亀岡市営住宅迷惑行為等措置要綱第6条の規定により下記のとおり市営住宅の明渡しを請求します。市営住宅を明け渡さない場合、明渡しを請求する訴訟を提起します。

記

1 市営住宅の所在地及び建物表示 (住所) 市営 住宅 住宅 号

2 入居名義人

3 迷惑行為等の内容

4 経過及び理由

(1) 本市は、あなたに対して亀岡市営住宅管理条例第24条に抵触する迷惑行為等については正指導を行いました。あなたはこれに従わず、迷惑行為等を継続しました。

(2) あなたは、(1)によって本市より、第 年 月 日付け 第 号「亀岡市営住宅迷惑行為等正指示書」を受けました。

(3) あなたは、(2)の「亀岡市営住宅迷惑行為等正指示書」を受けたにもかかわらず、その指示に従わず迷惑行為等を継続しました。

5 今後について

本市は、本請求書をもって市営住宅の明渡しを請求いたしますので、直ちに市営住宅を原状に復して明け渡してください。

また、亀岡市営住宅管理条例第42条第4項の規定により、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収します。

「揭示済」

亀岡市告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成25年9月9日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成25年9月2日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第173号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年9月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2315-12009

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成25年9月2日

「揭示済」

亀岡市告示第174号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年9月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0506-71044

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成25年9月2日

「揭示済」

亀岡市告示第175号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年9月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成25年9月5日(木)

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 18台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771(25)5043

「揭示済」

亀岡市告示第176号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成25年9月9日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成25年度 軽自動車税督促状

2 送達を受けるべき者の住所・氏名

省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第177号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年9月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2311-44001

- 1 保 険 者 亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日 平成24年4月1日
- 3 無効になる日 平成25年9月12日

「揭示済」

亀岡市告示第178号

下記の自動車臨時運行許可番号は、失効したので告示する。

平成25年9月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた法人の住所・氏名	許可年月日
京219亀岡	平成25年9月13日	省略	平成23年11月16日

「揭示済」

亀岡市告示第179号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年9月19日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1101-31043

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成25年1月21日
- 3 無効になる日  
平成25年9月19日

「揭示済」

亀岡市告示第180号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年9月24日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0105-11002

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成25年9月24日

「揭示済」

亀岡市告示第181号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年9月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由  
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 撤去した区域  
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域  
JR馬堀駅前自転車放置禁止区域  
JR並河駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時  
平成25年9月26日（木）  
午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 4台

- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間  
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
  - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
  - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
  - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置  
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第182号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年9月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0114-52007

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成25年9月26日

「揭示済」

亀岡市告示第183号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年9月27日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0101-13012

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成25年9月27日

「揭示済」

## 公 告

亀岡市公告第42号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年9月6日

亀岡市長 栗山正隆

### 1 工事の概要等

#### (1) 工事番号及び工事名

（合併入札による）

①上拡第5号 畑野町水道未普及地域解消事業道路舗装工事（30工区）

②上工第1号 畑野町水道未普及地域解消事業に伴う道路舗装整備工事（3工区）

(2) 工事場所 亀岡市畑野町地内

(3) 工事種別 舗装工事

(4) 工事概要

①舗装本復旧（アスファルト t = 5 cm）

A = 19,800㎡

②舗装本復旧（アスファルト t = 5 cm）

A = 11,770㎡

(5) 予定価格（税込） 110,267,850円

（入札書比較価格 105,017,000円）

(6) 工 期 契約日の翌日から平成26年2月28日まで

(7) 部分払 無

(8) 前 金 払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150

日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

### 2 入札参加資格要件

(1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査（市内・市外）において、「舗装工事」で登録された者であり、直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書において総合評定値（P点）が700点以上かつ完成工事高2年平均が1億円以上の市内業者、又は直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における総合評定値（P点）が900点以上かつ完成工事高2年平均が2億円以上の市外業者。

なお、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 京都府内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等であること。

(3) 主任（監理）技術者として、舗装工事の

施工実績を有し、特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをい

う。）

(3) 直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し）

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年9月6日(金) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年9月6日(金) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年9月11日(水) 午前9時から午後5時まで 平成25年9月12日(木) 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年9月13日(金) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年9月10日(火) 午後3時まで 設計図書に関する質問 平成25年9月17日(火) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年9月19日(木) 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年9月25日(水) 午前9時から午後5時まで 平成25年9月26日(木) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年9月27日(金) 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札価格が予定価格（税抜）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、入札価格が最低制限価格未満の者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」とし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第43号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年9月6日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- (1) 工事番号及び工事名  
(合併入札による)
  - ①上拡施第6号 畑野町水道未普及地域解消事業道路舗装工事（31工区）
  - ②上工第2号 畑野町水道未普及地域解消事業に伴う道路舗装整備工事（4工区）
- (2) 工事場所 亀岡市畑野町地内
- (3) 工事種別 舗装工事
- (4) 工事概要
  - ①舗装本復旧（アスファルト t=5cm）  
A=14,590m<sup>2</sup>
  - 舗装本復旧（ギャップアスファルト t=5cm）  
A=714m<sup>2</sup>
  - 舗装本復旧（切削オーバーレイ t=5cm）  
A=774m<sup>2</sup>
  - グルーピング工（W=9mm, d=6mm）  
A=441m<sup>2</sup>
  - ②舗装本復旧（アスファルト t=5cm）  
A=6,410m<sup>2</sup>
  - 舗装本復旧（ギャップアスファルト t=5cm）  
A=36m<sup>2</sup>
- (5) 予定価格（税込） 83,615,700円  
(入札書比較価格 79,634,000円)
- (6) 工期 契約日の翌日から平成26年2月28日まで
- (7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

## 2 入札参加資格要件

(1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査（市内・市外）において、「舗装工事」で登録された者であり、直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書において総合評定値（P点）が700点以上かつ完成工事高2年平均が1億円以上の市内業者、又は直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における総合評定値（P点）が900点以上かつ完成工事高2年平均が2億円以上の市外業者。

なお、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 京都府内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等であること。

(3) 主任（監理）技術者として、舗装工事の施工実績を有し、特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し）

#### 4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年9月6日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年9月6日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年9月11日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年9月12日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年9月13日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年9月10日（火） 午後3時まで 設計図書に関する質問 平成25年9月17日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年9月19日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年9月25日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年9月26日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年9月27日（金） 午後1時30分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札価格が予定価格（税抜）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、入札価格が最低制限価格未満の者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第44号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和58年亀岡市条例第24号）第2条の規定により次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。

当該原案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成25年9月12日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 種類 地区計画
- 2 名称 南つつじヶ丘地区地区計画
- 3 位置 亀岡市南つつじヶ丘
- 4 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部  
都市計画課
- 5 縦覧期間 平成25年9月13日から  
平成25年9月26日まで

「揭示済」

亀岡市公告第45号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年9月20日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

道改第10号 市道南掛栢原線道路改良工事（その2）

(2) 工事場所 亀岡市東別院町鎌倉地内

(3) 工事種別 土木工事

(4) 工事概要

工事延長 L=292.4m W=5.0m

土工 一式

擁壁工

大型ブロック積擁壁 L=29.3m

排水工

プレキャストU型側溝 L=109.7m

管渠工 φ300 L=28.6m

舗装工

表層（再生密粒度As） A=1641.3㎡

上層路盤（RM-30） A=700.8㎡

下層路盤（RC-40） A=715.3㎡

付属施設工 一式

(5) 予定価格 38,269,350円

（入札書比較金額 36,447,000円）

(6) 工期 契約日の翌日から平成26年3月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

2 入札参加資格要件

(1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成25年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、

工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接

的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年9月20日(金) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年9月20日(金) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年9月25日(水) 午前9時から午後5時まで 平成25年9月26日(木) 午前9時から正午まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年9月27日(金) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年9月24日(火) 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成25年10月1日(火) 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年10月2日(水) 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年10月7日(月) 午前9時から午後5時まで 平成25年10月8日(火) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年10月9日(水) 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 任免及び辞令

石 田 武 夫  
小早川 康 子  
岡 里 美  
名 倉 大 輔  
森 本 克 子  
二 羽 照 美  
串 崎 哲 史  
石 倉 敬 子  
坂 本 智 明

(各 通)

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱  
します

任期は平成27年8月31日までとします

平成25年9月1日

**監査委員欄****公 表**

亀岡市監査公表第17号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年9月3日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

- 1 監査の種類 平成25年度工事監査
- 2 監査の対象 亀岡市公共下水道事業 天川接続工事 [上下水道部 下水道課]
- 3 監査実施期間 平成25年4月30日から平成25年7月23日まで

## 4 監査の方法

対象工事については、契約金額1,000万円以上の工事の中から抽出した。

この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会と工事監査に伴う技術調査及び技術的指導業務委託契約を締結し、関係書類の調査及び工事現場の視察等の調査を実施した。この監査結果報告は、同協会技術士の調査意見を参考として作成したものである。

## 5 監査の結果

契約金額	103,671,750円 (内消費税 4,936,750円)
工期	平成25年2月26日～平成25年7月31日
請負業者	三煌・谷下特定建設工事共同企業体
監査執行日	平成25年5月31日
工事概要	
工事延長	L=475.60m
推進工	VUφ200 (SPφ450) (夜間)
管路延長	25.50m
推進延長	23.25m

HPφ250（昼間）  
管路延長 349.40m 推進延長 342.61m  
VUφ200（SPφ400）（昼間）  
管路延長 21.70m 推進延長 19.55m  
管布設工 VUφ200（昼間）  
管路延長 61.00m 管渠延長 59.95m  
立坑工 ライナープレート式立坑（2500×4541・φ1800）  
2箇所  
ケーシング立坑（φ2000・φ2500） 2箇所  
補助地盤改良工 一式 路面覆工 一式 他

### 監査結果

工事の目的は、亀岡市公共下水道事業認可区域の一部である禰田野町天川地域内において、現在使用しているコミュニティプラント施設から公共下水道への切り替え工事を実施し、公共下水道の面整備促進を図るものである。

工事監査資料及び関係書類並びに現地調査を実施し、質疑応答を行った結果は、関係書類は全般的によく整備されており、工事現場は交通量の多い国道上での施工であったが、車輛交通、沿道家屋と構造物及び地下埋設物などの安全を確保しながらの施工状況であり、指摘すべき大きな問題点は認められなかった。

### ◎設計に関する書類について

工法選定検討において、設計業務の基本条件として、管種、管径、管厚、管勾配、最小土被り、管渠の接続方法及び管基礎工などがよく検討し決定されていた。

また、管布設工法においても施工性、安全性及び経済性などを比較検討した上で工法選定され、立坑の施工方法や使用材料なども詳細によく比較検討されていた。

最少のコストで最良の施設や構造物が求められている。ライフサイクルコストの検討を含め、工法選定検討には今後も十分留意されたい。

### ◎積算に関する書類について

国土交通省土木工事標準積算基準（共通編）・（河川・道路編）、推進工法用設計積算要項（（財）日本下水道管渠推進技術協会）、SHミニ工法協会積算資料、建設物価などに基づき積算されていた。また、薬液注入材料など見積徴収する場合は、3者以上から取り寄せその最低価格を採用しており、妥当な積算と思われる。

### ◎契約に関する書類について

工事請負契約書、契約約款、履行保証、監督員・現場代理人通知、工事カルテ、企業体協定書及び施工体制台帳などが適正に整備されていた。建設廃棄物処理についても、廃棄物受入れ契約書など所定の書類が整備されていた。

契約約款には特記仕様書に相当する条文も多く、監督員は工事着手前に目を通したようであるが各条項は重要であり、それらの概要を再把握し、気持ちを新たに目的意識を

もって工事監理にあたるよう留意されたい。

◎施工計画書関係について

○施工計画書に関する書類について

京都府土木工事共通仕様書、同土木工事施工管理基準及び特記仕様書などにに基づき作成されていた。監督員は、内容の充実とその作成指導に努めていた。

施工計画書は、現場施工の基本であり、内容の充実とその作成指導に今後も留意されたい。

○施工管理・品質管理・出来形管理に関する書類について

施工管理は、京都府土木工事施工管理基準などにに基づき計画されていた。

品質管理は、材料や施工に関する各種試験などが計画されていた。

出来形管理は、管理基準値に基づく管理計画が示されていた。

いずれも施工管理基準に基づき適切に計画されていた。

○段階確認について

施工管理のうち、品質管理や出来形管理では評価できない施工の各段階における周辺条件と施工の状況・品質を確保する段階確認は、施工品質を確保するための重要な管理手法である。

当工事では、地盤改良工の注入効果確認、推進工の管底高さ（推進完了後）及び管通り（人孔築造完了後）の3項目のみが計画されていた。

段階確認及び立会い確認とも工事進捗状況に応じて実施しているが、計画的に確実に実施するため事前に確認項目を明確にするとともに、現在のような結果記録と実施状況写真の保存が望まれる。これらは信頼のおける品質を保証することにつながるためである。

○推進工管理に関する書類について

推進機作動状況、切羽掘削排土量と泥土圧、推力、注入材（添加剤）量及び推進管精度など、推進工の安全と施工精度確保のための管理計画が整備されていた。

また、地表では、周辺構造物や地下埋設物、路面などの変位計測が計画され、周辺への影響防止にも取り組まれている。

◎現場施工状況調査について

○品質管理について

使用材料承諾手続き、管理基準に基づく各材料の受入れ検査、立坑底盤コンクリートの品質確認などが実施されていた。

薬液注入工では、薬液比重、ゲルタイム、注入孔数、削孔深度、注入量などが適切に管理されていた。

○出来形管理について

土工、砕石基礎、コンクリート基礎及び立坑掘削深さなどが工事進捗状況に応じて計測管理され、その成果は基準値を十分満足しており、施工精度は良好であった。

○工事写真について

写真管理計画に基づき撮影保存されていた。

## ○安全管理について

現場で確認した危険予知活動記録、本社安全パトロール点検表、新規入場者教育記録などよく整備されていた。現場事務所に掲示すべき掲示物、現場内安全標識・看板類も適切に設置されていた。

交通誘導員も適切に交通整理と安全管理に努めていた。

以上が、工事監査の結果である。監査執行の過程において軽易なものについては、調査実施日に口頭で指導を行ったところである。

今後においても、更なる経費削減に努めることを期待するとともに、市民の期待に応えられる社会基盤整備に向け、職員の技術能力及び資質の向上を高め、環境や安全管理に留意した公共事業を実施されることを望むものである。

「掲示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第41号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年9月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1,485人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第42号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年9月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

24,744人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第43号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成25年9月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

12,372人

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第20号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成25年9月18日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成25年9月18日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
279	松本工業有限会社	代表取締役	松本 和彦	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6

「揭示済」

## 亀岡市上下水道部告示第21号

## 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

平成25年9月18日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

## 記

## 1 指定した日

平成25年9月18日

## 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
269	松本工業有限会社	代表取締役 松本 和彦	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6
270	山和建設株式会社	代表取締役 山口 一則	亀岡市荒塚町一丁目31番地6

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第3号

平成25年8月21日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成26年7月31日までとする。

平成25年9月6日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

・看護師

1 2

「掲示済」

亀岡市立病院公告第4号

平成25年8月21日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成26年7月31日までとする。

平成25年9月6日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

・医療事務職員

2

「掲示済」